

大胆な賃上げに 取り組む皆様

各種賃上げ支援制度のご案内

- 雇用者全体の給与や教育訓練費の増加分の一部を法人税額から控除できます。(賃上げ促進税制)
- 賃上げによって、各種補助金の補助率や補助上限が引き上げられるインセンティブが得られます(事業再構築補助金、ものづくり補助金、事業承継・引継ぎ補助金)
- 事業場内で最も低い賃金の引上げを図る企業の生産性向上に向けた取組みを支援します(業務改善助成金)

詳しくは裏面へ

本紙は「令和4年度第2次補正予算事業」の制度概要をご紹介します。準備が整い次第公募を開始しますので、公募情報はホームページでご確認ください。



<中小企業向け 賃上げ促進税制>

- 雇用者全体の給与等支給額の増加額の最大40%を法人税（個人事業主は所得税）から税額控除できる制度です。
- 雇用者全体の給与等支給額を前年度比で1.5%以上増加させた場合は15%税額控除、2.5%以上増加させた場合は30%税額控除できます。
- 教育訓練費を前年度比で10%以上増加させた場合は、追加で10%税額控除できます。



問合せ先 中小企業税制サポートセンター 03-6281-9821

↑詳細はこちら

<事業再構築補助金>

- 事業概要：新分野展開や業態転換等に係る設備投資等を補助します。

		成長枠	グリーン成長枠	
			エントリー	スタンダード
上限		最大7,000万円	最大8,000万円 (中堅1億円)	1億円 (中堅1.5億円)
補助率	中小	1/2 (大規模賃上げ達成で2/3)		
	中堅	1/3 (大規模賃上げ達成で1/2)		

事業終了後3~5年の間に一定水準以上の賃上等で、**上限3,000万円** **上乘せ**



問合せ先 事業再構築補助金コールセンター：0570-012-088

↑現在の公募情報ははこちら

<ものづくり・商業・サービス補助金>

- 事業概要：革新的製品・サービスの開発やプロセス改善等に係る設備投資を支援します。
- 補助上限：最大4,000万円等
一定の賃上げで**上限額を最大1,000万円引上げ**
- 補助率：中小1/2~2/3



↑現在の公募情報ははこちら

問合せ先 ものづくり補助金事務局サポートセンター：050-8880-4053

<事業承継・引継ぎ補助金(経営革新事業)>

- 事業概要：事業承継やM&Aに係る設備投資等を支援します。
- 補助上限：最大600万円
一定の賃上げで**上限額を最大800万円まで引上げ**
- 補助率：1/2~2/3



問合せ先 中小企業庁 財務課：03-3501-5803

↑現在の公募情報ははこちら

<業務改善助成金>

- 事業概要：生産性向上に資する設備投資などを実施し、事業場内で最も低い賃金を一定額以上引き上げる場合に、その設備投資などに要した費用の一部を支援します。
- 補助上限、補助率：最大600万円、3/4~9/10
事業場規模30人未満の事業者について補助上限額を引上げ 等



↑詳細はこちら

問合せ先 業務改善助成金コールセンター：0120-366-440